

小室小学校P本発 HP 令和4年4月26日会員各位

P T A会長 鹿島 啓介

P T A会則の改訂について

日頃よりP T A活動にご協力頂きありがとうございます。
このたび下記の会則改訂案がP T A紙面総会にて承認されました。
P T A会則は小室小学校のホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

(掲載場所： 小室小学校ホームページ > 小室小P T A)

記

第5章 組織及び運営

第9条 総会

1. 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
2. 定期総会は年1回、年度始めに開催する。状況により紙面開催とする。

第10条 合同役員会

1. 合同役員会は本部役員と学年代表により構成する。
2. 合同役員会は総会に次ぐ議決機関とする。
3. 合同役員会は、原則毎月1回の定例会議をもつ。

第6章 役員会及び役員

第13条 役員会はこの会の執行機関であり、次の役員を置く。

会長1名(保護者) 副会長2名(保護者) 理事1名(学校長) 書記3名
(保護者2名教職員1名) 会計3名(保護者2名教職員1名)

P連担当1名(保護者)

ただし、状況に応じて増減することができる。

《細則》

1. 専門部の構成と運営は次の通りとする。

専門部には広報部、環境部の2部を置く。

(1) 構成

1 専門部は学年から1名以上、上限を学年学級数で選出された部員で構成し、部長、会計を互選する。

補導委員は学校側と本部役員の協議により選出される。第6章15条により補導委員は本部付とする。

《選挙対策委員会内規》

4. 選挙対策委員会は互選により学年問わず6名、教職員会員1名、運営委員から2名で構成する。

以上